

議案第 8 4 号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市港湾振興会館条例（平成 3 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表を次のように改める。

種 別	利用時間	休館日
会議室 研修室 体育室 展望室 テニスコート テニスコート照明施設 ビーチバレー場 ビーチバレー場照明施設	午前 9 時から午後 9 時まで	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

別表第 2 の 5 ビーチバレー場利用料の表を次のように改める。

5 ビーチバレー場及び照明施設利用料

種 別	単 位	金額
-----	-----	----

ビーチバレー場	1 面 1 回（1 時間以内）	600 円
ビーチバレー場照明施設	1 面 1 回（1 時間以内）	800 円

備考 1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の 4 倍に相当する額とする。

2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時から午前 9 時までの時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 2 割増相当額とする。

3 前 2 項の規定は、ビーチバレー場照明施設には適用しない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ビーチバレー場照明施設の新設に伴い当該施設の利用料金の上限額を定め、及びビーチバレー場の利用時間を変更するため、この条例を制定するものである。